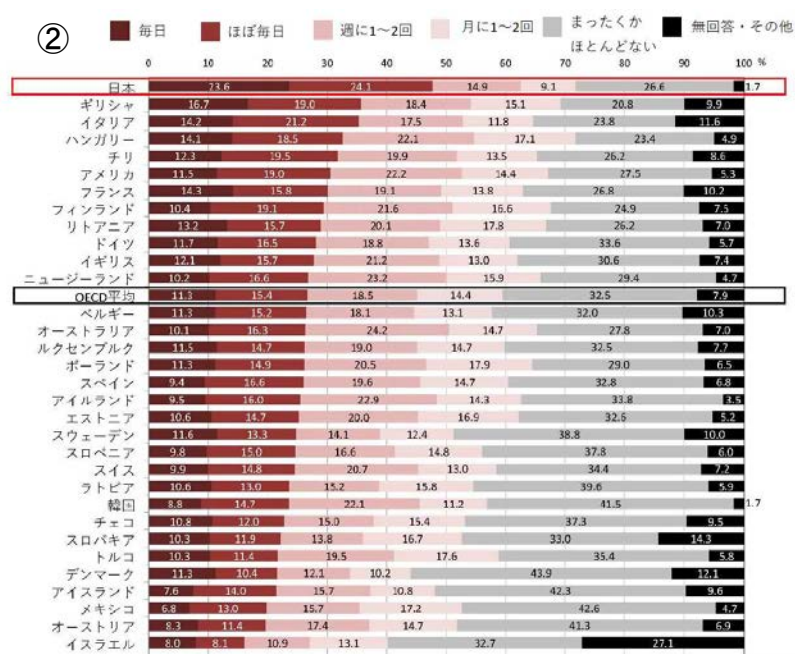
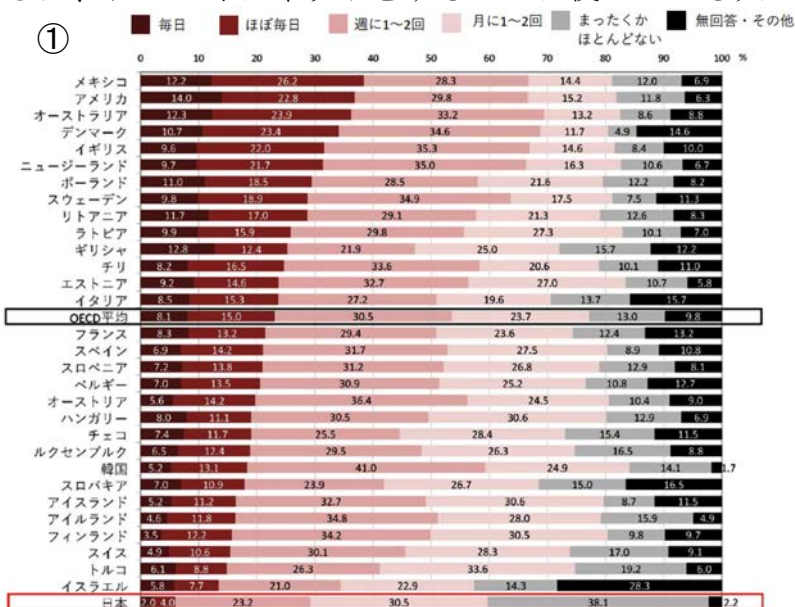


OECD（経済協力開発機構）という機関があります。ヨーロッパ諸国を中心にアメリカや日本も参加している国際的な機関です。このOECDが2018年に当時の15歳（高校1年生の学年）に行った質問調査の結果の一部を紹介します。

細かくて見にくいですが、右下の①のグラフでは日本が最下位、②のグラフでは日本が1位になっています。どんな質問に対する結果なのかというと、①は「学校以外の場所で勉強のためにインターネットのサイトをどのくらい見るか」、②は「デジタル機器を使ってゲームをどのくらいするか」という質問に対するものなのです。その他にもいろいろと質問があり、分かったことは、日本の子どもたちは、ゲームやチャットをするために使っている人が一番多く、この使い方では世界で一番でした。しかし、勉強の使い方では世界で最低ということでした。4年前の調査であり、現在の状況はどうかは分かりませんが、少なくとも箕島中学校のみなさんはタブレットをペンやノートと同じように文房具として当たり前のように学習で使用することができます。

ところで、みなさんが大人になる頃の日本は、ソサエティ5.0という超情報化社会、人工知能(AI)やロボットを活用しながら、誰もが快適で活気に満ちた質の高い生活を送ることのできる社会へと進んでいきます。このような社会でみなさんが豊かに生活していくためには、タブレットやスマホなどを使って、ネット上から自分に必要な情報を適切に取り出して自分の意見をまとめたり、他の人と意見を交流したり、何かを創り出したりするというように情報通信機器を正しく自由に使いこなす力がが必要です。



	<h1 style="text-align: center;">進取の気概</h1> <p style="text-align: center;">(校長室だより)</p>	<h2 style="text-align: center;">有田市立箕島中学校</h2> <h3 style="text-align: center;">自主 友愛 剛健</h3>	<h1 style="text-align: center;">R4・7・13</h1> <h2 style="text-align: center;">No.23^②</h2>
---	--	--	---

みなさんが使っているタブレットは、有田市からみなさんに貸し出されているものです。何のために貸し出されているのか、その目的としてガイドラインの冒頭には2つのことが書かれています。1つ目は、みなさんが普段の学習で活用し、みなさんの学びがより豊かになるようにということ。2つ目は、情報化がさらに進んでいくこれからの社会を生きていく上で必要な力をつけてほしいということです。

先ほど言ったソサエティ5.0という未来のこともありますが、タブレットドリルなどは自分に合った学習を自分のペースで進めることができます。ぜひともタブレットを家庭での学習にもどんどん使ってほしいと思います。ただし、ここで大切なのは、何の目的でタブレットを使用するのかということをお自分の中でもはっきりとさせておくこと。タブレットをどのように使えば自分にとってプラスになるのか、自分で正しく判断し、自分で自分を管理することです。早いもので、みなさんがタブレットを家に持ち帰るようになって1年が過ぎようとしています(1年生のみなさんは違うかもしれませんが・・・)。今後もタブレットを使って、みなさんの学びがどんどん広がっていくことを期待しています。

↓ 利用ガイドライン もう一度しっかりと確認しておきましょう

2022/4/1

たんまつりよう
タブレット端末利用ガイドライン (第2版)【中学校用】
有田市教育委員会

このタブレット端末は、普段の学習で活用します。皆さんの学びをより豊かにするとともに、これから情報化がさらに進んでいく社会を生きていく上で必要な力をつけることを目的に整備しています。大変便利な道具ですが、使い方を誤ると大きなトラブルに発展することも考えられます。学校で使う時も、家に持ち帰って使う時も、タブレット端末を活用するにあたり、次のガイドラインを必ず守りましょう。

タブレット端末本体の使用にあたって

- このタブレット端末の所有者は有田市であり、有田市内各小中学校に在籍している児童生徒に貸与されます。
- 1 タブレット端末は丁寧に扱ってください。
特に落としたりすると簡単にヒビが入ったり割れたりします。
 - 2 ペンやえんぴつで触れたり、落書きをしたりしないでください。
また、磁石を近づけたり、水に濡らしたりしてはいけません。
 - 3 直射日光が当たる場所には、長時間置かないようにしてください。
 - 4 持ったまま走ったり、直接地面に置いたりしないでください。
 - 5 タブレット端末を他人に貸してはいけません。他人のタブレット端末を勝手に触ることや人に貸し出すことは、様々なトラブルを生み、重大なプライバシー侵害等の訴訟問題に発展することがあります。
 - 6 タブレット端末に不具合があったり、破損したりした場合は、すぐ学校に申し出てください。有田市で修理します。ただし、故意による破損の場合は対象外(保護者負担)となります。
 - 7 学校でインストールしているアプリやアイコンを勝手に削除してはいけません。
 - 8 学校でインストールしている以外のアプリを勝手にインストールしてはいけません。
 - 9 端末シールは、はがさないようにしてください。もしはがれそうになった場合は、すぐに学校に申し出てください。
 - 10 タブレット端末とセットでタッチペンも一緒に貸与します。
紛失しないようにしてください。
 - 11 タブレット端末の充電は、各学校が定めた方法で行います。

みんなが安全に使うために

自分にとって危険な行動や他人に迷惑をかける行動をしないように、端末やインターネットの特性と個人情報の扱い方を正しく理解しながら使用することが重要です。

- 1 自分のアカウントやパスワードは、絶対に他人に教えてはいけません。
- 2 自分や他人の個人情報(名前や住所、電話番号など)をインターネット上に絶対に書き込んではいけません。
- 3 相手を傷つけたり、いやな思いをさせたりすることをインターネット上に絶対に書き込んではいけません。
- 4 誰かの写真や動画を撮るときは、必ず本人の許可をもらう必要があります。本人の許可なく、勝手に写真や動画を撮ってはいけません。また、本人の許可なく個人の画像や動画などをインターネット上にあげてはいけません。
- 5 インターネット上のファイルには危険なものがあるので、むやみにダウンロードしないでください。
- 6 インターネットの使用で、もし不審なWebサイトに入ってしまったときは、すぐに先生に伝えましょう。(インターネットの閲覧等には制限をかけています。)
- 7 有料データベースの利用やオンラインショップの利用は禁止します。これらを利用したことによって生じた損害・費用は児童生徒個人及び保護者の責任となります。

健康のために

- 1 タブレット端末を使用するときは、よい姿勢を保ち、画面に近づきすぎないように気をつけましょう。
(目とタブレット端末の画面との距離は30cm以上離すようにする)
- 2 長時間にわたって継続して画面を見ないよう、30分に1回は、20秒以上、画面から目を離して遠くを見るなどして目を休めるようにしてください。
- 3 使用時間を守るようにしてください。
家庭学習などで端末を使う場合、就寝1時間前からは機器の利用を控えましょう。

自分たちの学びを豊かにするために、ルールを守って使おう!



有田市教育委員会